

告 示

埼玉県告示第八百三十五号

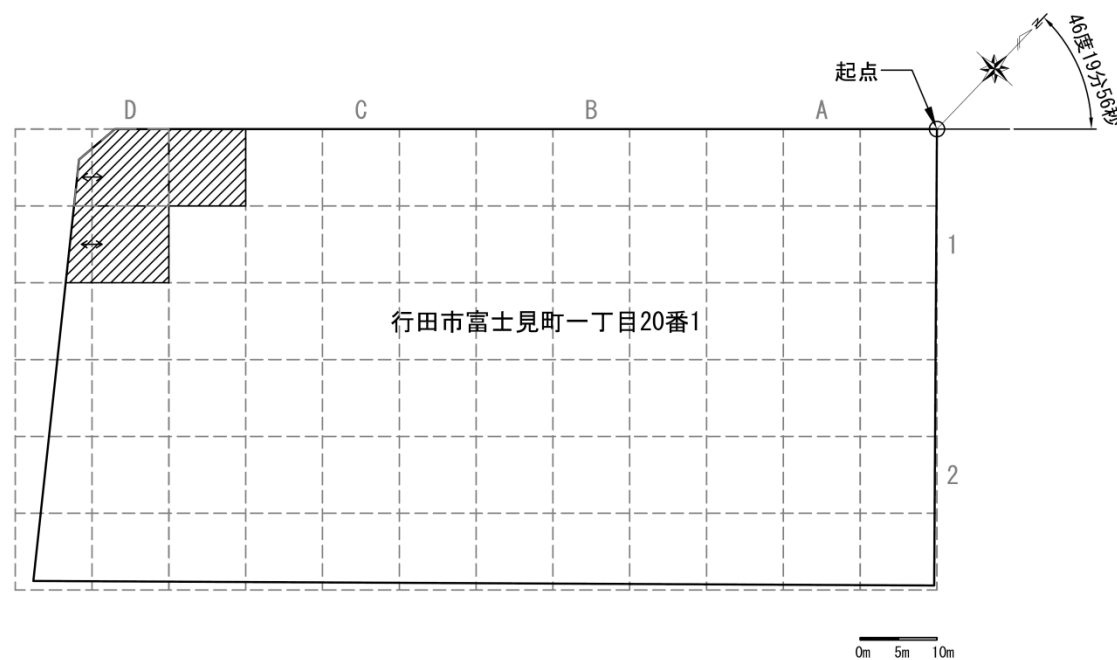
平成三十年埼玉県告示第三百号（土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

別図を次のように改める。

別図



起 点
起点は行田市富士見町一丁目20番1の
最北端とする。

凡 例
▨ 形質変更時要届出区域
に指定する区画
----- 単位区画
———— 敷地境界
<-> 区画の統合

【格子の回転角度(46度19分56秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線
並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている
格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。